

第1回「鹿児島地域 地域振興の取組方針」見直し地域懇談会

日時 令和4年8月4日（木）
15:00～16:30

場所 鹿児島地域振興局
5階大会議室

会 次 第

1 開会

2 議事

- (1) 「かごしま未来創造ビジョン（改訂版）」について
- (2) 「鹿児島地域 地域振興の取組方針」の見直しについて
- (3) 意見交換

3 閉会

「鹿児島地域 地域振興の取組方針」見直し地域懇談会設置要綱

(設置)

第1条 平成31年3月に策定した「鹿児島地域 地域振興の取組方針」について、その後の社会経済情勢の変化や令和4年3月に改訂された「かごしま未来創造ビジョン」等を踏まえた見直しについて必要な助言を得るため、「鹿児島地域 地域振興の取組方針」見直し地域懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「鹿児島地域 地域振興の取組方針」の見直しに当たっての協議等
- (2) その他鹿児島県鹿児島地域振興局長（以下「局長」という。）が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会は委員16人以内で組織する。

2 委員は、局長及び学識経験者等をはじめ様々な分野で活動されている方のうち、局長が指名し委嘱する者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から懇談会が解散するときまでとする。

(懇談会)

第5条 懇談会は、局長が招集する。

- 2 懇談会の会議における座長は局長とし、議事を整理するほか、会務を総括する。
- 3 座長が不在のときは、鹿児島県鹿児島地域振興局総務企画部長がその職務を代行する。
- 4 懇談会には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。
- 5 局長が必要と認める場合は、懇談会に委員以外の者を出席させて意見を述べさせ、又はその他の方法により委員以外の者に意見を述べさせることができる。

(報償費及び旅費)

第6条 委員及び前条第5項の規定により用務に従事した者には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会は公開を原則とするが、懇談会で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、鹿児島県鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(解散)

第10条 懇談会は、令和5年3月31日をもって解散する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

「鹿児島地域 地域振興の取組方針」見直し地域懇談会委員名簿

鹿児島地域振興局

	分野	所属・役職	氏名
1	教育・文化・スポーツ	日置地区小中学校校長会 会長	町田 実徳 まちだ さねのり
2	保健・医療	いちき串木野市医師会 会長	花牟禮 康生 はなむれ やすお
3	福祉	日置市介護（予防）サービス提供事業所連絡会 会長 （デイサービスセンターやはずの里 生活相談員）	東福 知美 とうふく ともみ
4	環境・エネルギー	公益財団法人かごしま環境未来財団 事務局長 （かごしま環境未来館）	濱村 浩 はまむら ひろし
5	まちづくり （鹿児島市）	NPO法人 地域サポートよしのねぎぼうず 理事長	永山 恵子 ながやま けいこ
6	まちづくり （日置市）	指導漁業士 （江口漁業協同組合）	佐々 祐一 さつさ ゆういち
7	まちづくり （いちき串木野市）	いちき串木野市 地域おこし協力隊	後藤 香音 ごとう かのん
8	まちづくり （三島村）	硫黄島地区長	徳田 保 とくだ たもつ
9	まちづくり （十島村）	十島村小宝島出張所長	中村 勝都志 なかむら かつとし
10	地域産業 （農業）	鹿児島みらい農業協同組合 代表理事組合長	村山 真一郎 むらやま しんいちろう
11	地域産業 （林業）	鹿児島地区林材協会 会長	吉崎 和穂 よしざき かずほ
12	地域産業 （水産業）	江口漁業協同組合 代表理事組合長	久木留 秀行 くきどめ ひでゆき
13	地域産業 （建設業）	鹿児島県建設業協会鹿児島支部 理事 （五月産業株式会社 代表取締役）	池田 真二 いけだ しんじ
14	地域産業 （商業）	いづろ商店街振興組合 事務局長	迫 真一 さこ しんいち
15	地域産業 （観光）	公益社団法人鹿児島県観光連盟 専務理事	倉野 満 くらの みつる
16	—	鹿児島地域振興局長	中野 功久 なかの よしひさ

「地域振興の取組方針」の見直しについて

1 見直しの基本的考え方

- (1) 各地域振興局・支庁が平成31年3月に策定した「地域振興の取組方針」については、令和4年3月に改訂した「かごしま未来創造ビジョン」（以下「新ビジョン」と言う。）に基づく見直しを行い、令和4年度中に公表する。
見直しにあたっては、各地域の課題を十分に踏まえた上で策定するため、地域の有識者・県議や各分野で活躍する県民、市町村等の意見を聞きながら行う。
- (2) 見直し後の各地域振興局・支庁の「地域振興の取組方針（改訂版）」は、新ビジョンを補完するもので、新ビジョンに沿ってそれぞれの地域における特有の課題や取組の基本方向などを示す。
- (3) 見直し後の各地域振興局・支庁の「地域振興の取組方針（改訂版）」の構成は、新ビジョンに従う。

区 分	現行（平成31年3月策定）	見直し後
第1章	時代の潮流と 鹿児島地域の現状・課題	改訂の趣旨
第2章	鹿児島地域のポテンシャル	時代の潮流と 鹿児島地域の現状・課題
第3章	分野別の取組方針	鹿児島地域の目指す姿
第4章		取組の基本方向
第5章		取組方針実現のために

2 見直しの主なスケジュール

- (1) 地域懇談会設置要綱の制定（7月1日）
- (2) 地域懇談会委員の任命（7月19日）
- (3) 第1回地域懇談会（8月4日）
見直し案（第4章を除く）の概要説明と各意見からの意見聴取など
- (4) 第2回地域懇談会（11月中旬～12月上旬）
見直し案・第4章の概要説明、第1章～第3章と第5章の修正内容の説明及び各員からの意見聴取など
- (5) 見直し最終案の各委員への書面報告（1月頃）
- (6) 見直し後の「鹿児島地域 地域振興の取組方針（改訂版）」公表（3月頃）

鹿児島地域 地域振興の取組方針〈改訂版〉素案

第 1 章 改訂の趣旨

「鹿児島地域・地域振興の取組方針」は、概ね10年という中長期的な観点から、鹿児島を目指すべき姿や施策展開の基本方向等を示した「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、2019年3月に策定したものです。

これに基づき、鹿児島地域振興局においては、管内の市村や関係団体等と連携を図りながら、社会資本の整備や地域活性化、産業振興等に取り組んでいますが、近年は、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化や脱炭素という変革の動き、SDGsの推進など、我が国の社会経済状況に影響を及ぼす新たな変化が次々に起きており、これらが県政の推進を図っていく上での大きな課題となっています。

このような中、県においては、2022年3月に「かごしま未来創造ビジョン」を改訂し、昨今の鹿児島の状況を踏まえ、行政課題や挑戦すべきテーマを明確にし、体系的に整理した上で、中長期的観点から本県のあるべき姿や今後の県政の進むべき基本的な方向性、戦略を示したところです。この実現に向け、全県をあげて取り組む中で、今般、鹿児島地域においても、現状や課題を再整理した上で、改めて鹿児島地域の目指す姿や取組の基本方向などを示す「鹿児島地域・地域振興の取組方針」の見直しを行います。

第 2 章 時代の潮流と鹿児島地域の現状・課題

※必要となる図表等は、次回、提示予定

1 人口減少・少子高齢化の進行

(1) 総人口の推移

我が国の総人口は、2015年国勢調査において調査開始以来初めて減少に転じ、2020年には1億2,614万人余りとなり、2015年よりも94万人余り減少しました。

当地域の人口は、旧揖宿郡喜入町の区域を含む形で2004年11月に鹿児島市が合併したことから、2005年国勢調査でピークとなる69万人余りになりましたが、その後、減少を続け、2020年国勢調査では、2005年国勢調査よりも2万人余り少ない66万人余りになっています。市町村の住民基本台帳に基づく人口動態をみると、2010年から死亡者数が出生者数を上回る自然減の状況になっており、特に2017年以降は、その数が毎年1,000人を超え、2030年の人口は62万人余りに、そして2040年には58万人余りにまで減少すると推計されています。

(2) 年齢別人口・構成

当地域における年齢3区分別人口の65歳以上人口（老年人口）は、平均寿命の延伸

や団塊の世代（1947～1949年生まれ）が2014年に65歳以上になったことなどから、2015年（国勢調査）には17万人余りに、2020年（国勢調査）には18万5千人余りになっています。また、2030年には21万人余りに、2040年には21万5千人余りになり、65歳以上人口の割合（高齢化率）も2015年の25.7%から、2030年には33.4%に、2040年には37.0%にまで上昇すると推測されています。

他方で、15歳以上65歳未満人口（生産年齢人口）とその割合は、2015年（国勢調査）に40万2千人余り、60.6%であったものが、2020年（国勢調査）には36万人余り、57.0%に減少したところであり、2030年には34万2千人余り、54.4%に、2040年には30万人余り、51.5%に減少すると推測されています。

また、15歳未満人口（年少人口）とその割合は、2015年（国勢調査）に9万1千人余り、13.7%であったものが、新生児数の減少等により、2020年（国勢調査）には8万5千人余り、13.5%になっており、2030年には7万6千人余り、12.2%に、そして2040年には6万7千人余り、11.6%に減少すると推測されています。

2 経済のグローバル化の進展と社会経済環境の変化

地域的な包括的経済連携（RCEP）や環太平洋パートナーシップ協定（TPP11協定）の発効等により、輸入品に係る関税が段階的に引き下げられることなどから、当地域で盛んな食品加工業や農林水産業等の分野においても、他国に負けない国際競争力を養うとともに、経済成長や人口増が見込まれる国などへの輸出を見据えた商品開発や販路開拓等に取り組むことが求められています。

他方で、管内を訪れる外国人観光客数は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じるまでは、年々、増加を続け、2019年（通年）には外国人延べ宿泊者数が40万人を越え、第三次産業の構成比が8割を超える鹿児島地域の経済活性化に大きく寄与していました。今後は、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、インバウンドの再生にもつながら観光資源の魅力アップや効果的なPR、他地域との連携等に向けた取組をさらに加速する必要があります。

人口減少の進行による生産年齢人口の減少は、様々な分野で人手不足の状態を招き、サービスの提供や地域経済活動の制約要因となります。近年、鹿児島地域においても農林水産業や製造業、建設業、介護等の現場で人手不足が常態化しつつあり、新卒者の地元就労や外国人労働者の確保、現場へのロボット導入等による省力化をさらに推進する必要があります。特に農林水産業は、就業者の約5割を65歳以上の高齢者が占める状況の中で、環境保全の役割も果たしている耕作地や山林等を将来に渡って維持し続けるためにも、新規就業者の確保・育成、経営体の大規模化や法人化、外部人材によるサポート体制の構築などをさらに進めなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、地方移住に興味を示す若者が増

えており、こうした動きを鹿児島地域に取り込むための取組も求められています。

3 Society 5.0の実現に向けたデジタル化の推進

外海に位置し、人口規模が極めて小さい三島村と十島村の島々、後継者が少なく人口減少が著しい農村集落等においては、不足している商業施設や医療機関、教育機関等の機能を補う手段として、デジタル技術の活用が期待されています。

また、県庁所在地の鹿児島市には、集客力の大きな大型商業施設や百貨店等があり、商業（卸売業及び小売業）の年間商品販売額が県全体の約6割を占めていますが、近年、拡大傾向にある電子商取引を活用したより効果的な販売戦略を展開する必要もあります。

このような中、三島村と十島村においては、令和4年3月をもってインターネット等の基盤となる光ファイバー敷設を全島で終了したところですが、今後とも、鹿児島地域の全域で、第5世代移動通信システムをはじめとした携帯電話基地局等の時代のニーズに沿った情報基盤の整備を促進するとともに、産業振興や地域活性化に資するIoT^{*1}、AI^{*2}などのデジタル技術の活用やデジタル技術に精通した人材の育成・確保を図っていく必要があります。

4 グリーン社会・エネルギー問題への対応

南北300kmの鹿児島地域の中には、霧島錦江湾国立公園や、吹上浜金峰山、トカラ列島、みしまの3つの県立自然公園などがあり、これらの多様で豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継いで行くことは、本県が目指すカーボンニュートラルの実現を図る上でも、極めて大きな意義があります。

また、こうした取組は、長い歴史の中で育まれてきた食や文化など、地域特有の魅力を維持、向上させ、地域活性化や観光振興等にもつながります。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であり、鹿児島地域においては、鹿児島市、日置市、いちき串木野市の各地で太陽光発電や風力発電、木質バイオマス発電等の施設が設置されており、また、いちき串木野市や日置市の西部に位置する東シナ海では、複数の事業者が洋上風力発電を導入する大規模な計画を検討しているところです。

2020年度末の再生可能エネルギーによる発電量は、464,195kwで、そのうち太陽光が367,877kw、風力発電が44,810kw、バイオマス発電が50,200kw、水力発電1,308kwとなっており、鹿児島市の南部清掃場においては、生ゴミ等からバイオガスを発生させ、都市ガスの一部としてガス事業者を提供する取組が行われています。

他方で、三島村と十島村は、潮流や地熱等の資源に恵まれているものの、採算性等の問題から、再生可能エネルギーの導入がなかなか進まない状況にあります。

5 国土強靱化・災害リスクへの対応

鹿児島地域には、桜島（鹿児島市）、薩摩硫黄島（三島村）、諏訪之瀬島（十島村）等に活火山があり、特に桜島においては、これまでに多くの死傷者や甚大な被害を伴った大規模な噴火が起きています。

また、平成5年8月には、記録的な集中豪雨により、鹿児島市を中心とする地域で河川の氾濫や崖崩れ等が発生し、多くの死傷者や甚大な被害が出ました。

現在、鹿児島地域においては、地元の市村が中心となって、このような事態を想定した避難訓練等を定期的実施するとともに、国や県、市村が連携して河川や急傾斜等の改修を計画的に進め、被害の予防・軽減が図られるよう取り組んでいます。

6 価値観・ライフスタイル等の変化や地方回帰の動き

鹿児島県では、2020年（国勢調査）の人口性比（女性100人に対する男性の数）が89.09で全国平均よりも5.59ポイント低く、特にその傾向が著しい鹿児島地域においては、未婚女性の比率が全国や県の平均よりも高くなっています。

そうした中、鹿児島地域の平均初婚年齢は、2011年に男性が30歳を、2012年に女性が29歳を上回るようになり、2013～2017年の合計特殊出生率^{*}は、1.51で、全国平均よりも0.08ポイント高いものの県平均よりは0.17ポイント低い状況にあります。また、共働き世帯の割合は、2010年の43.4%から2020年には49.4%に増加しています。

2013年以降、鹿児島地域においては、毎年、転出超過の状態が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって2020年には、転入超過の状態に転じたところで

す。こうした中、近年は、テレワークやリモートワークの推進、副業規制の緩和、環境問題への意識の高まりなどにより、自分の価値観に合わせ、地方移住や二地域居住（デュアルライフ）、田園回帰、農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xなどに取り組む者も増えており、鹿児島地域においても、こういった動きを積極的に取り込み、地域の活性化につなげることが求められています。

7 地域課題の多様化・複雑化

鹿児島地域は、企業や商業施設等が集積する鹿児島市の中心部、農林水産業が維持され食品製造業等が盛んな鹿児島市の中心部を除く本土区域、農林水産業が盛んで人口規模が小さい三島村と十島村の離島区域に大きく3区分することができ、それぞれに地域固有の課題が存在し、各市村の1人あたり県民所得額にも大きな開きがあります。

鹿児島市の中心部は、本県における経済活動の中心地となっており、人口が減少する状況にあっても人の往来や物の流れ、街の賑わいを維持し続けるためには、幹線道路の渋滞緩和や港湾施設の機能向上等に向けたインフラ整備の充実を図るとともに、起業や異業種交流、他地域との連携等を推進し、産業振興や地域の活性化につながる必要があります。

鹿児島市の中心部を除く本土区域においては、人口減少等によって労働力不足や都市・集落機能の低下等が顕在化しており、産業の振興はもとより農林水産業の6次産業化や担い手の確保・育成、新卒者等の地元就労の促進、小さな拠点づくり、資金の地域外流出を防ぐ地域経済循環の促進などに取り組み、地域の活性化を図っていかねばなりません。

三島村と十島村からなる離島区域においては、これ以上、人口が減少することがないように引き続き、山海留学生や移住者の確保に努めるとともに、畜産業の更なる振興、農林水産物等を活用した加工品の島外販売の促進、島毎に異なる豊かな自然や文化等を通じた区域外の方々との交流の拡大などを図っていく必要があります。

第3章 鹿児島地域の目指す姿

令和4年3月に改訂した「かごしま未来創造ビジョン」においては、おおむね10年度後を展望した鹿児島が目指す姿を「誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島」とし、時代の潮流にも的確に対応し、将来にわたって全ての県民が生き生きと活躍し、安心して心豊かに暮らし続けられる鹿児島の実現に向け、「未来を拓く人づくり」、「暮らしやすい社会づくり」、「活力ある産業づくり」に取り組み、これらの好循環を生み出すことにより、目指す姿を実現するとしています。

この実現に向け、各地域振興局・支庁が「未来を拓く人づくり」、「暮らしやすい社会づくり」、「活力ある産業づくり」に取り組む中で、それぞれの実情や特徴を踏まえた丁寧な施策の展開が必要となりますが、特に鹿児島地域においては、当地域が持つ鹿児島県の社会経済活動の中核としての機能が最大限に発揮され、その効果が地域・組織の枠を越えた連携や交流等を通して、局内はもとより県内全域に広がり、相乗的に大きくなるように努めます。

【かごしま未来総合ビジョン〈改訂版〉抜粋】

1 未来を拓く人づくり

～県民一人ひとりが地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮する社会へ～
地域や各種産業を支える人材、新たな未来を切り拓いていく人材の確保・育成に取り組めます。また、郷土の発展を支えようとする人材を育成するため、郷土教

育の充実を図るとともに、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

2 暮らしやすい社会づくり

～誰もが生涯を通じて健やかで安心して心豊かに暮らせる社会へ～

結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成などに取り組み、これらを基盤として、高齢者や女性、障害者、子どもなど、誰もが安心して暮らせる鹿児島をつくります。

3 活力ある産業づくり

～地域の魅力・資源を生かした産業の振興が図られ、

将来を担う新たな産業が創出されている活力ある社会へ～

鹿児島の基幹産業である農林水産業、観光関連産業の更なる振興に取り組むとともに、高い技術力を有する製造業の競争力の強化や将来を担う新たな産業の創出に取り組むなど、鹿児島の「稼ぐ力」の向上を図ります。

第4章 取組の基本方向

※現在、事項別の内容を検討中（次回、提示予定）

1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

- (1) 高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成
- (2) 女性がいきいきと活躍できる社会の形成
- (3) 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成
- (4) 多文化共生の実現
- (5) 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成

2 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現

- (1) 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり
- (2) 安心して子育てができる社会づくり

3 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保

- (1) 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進
- (2) 誰もが安心して必要な医療を受けられる地域づくり

4 地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興

- (1) 子どもの夢や希望を実現する教育環境づくり
- (2) 鹿児島の発展を牽引する人材の育成
- (3) 文化の薫り高いふるさとかごしまの形成
- (4) 「する・みる・ささえる」スポーツの振興

5 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

- (1) 地球環境を守る脱炭素社会づくり
- (2) 再生可能エネルギーを活用した地域づくり
- (3) 自然と共生する地域社会づくり

6 安心・安全な県民生活の実現

- (1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

7 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造

- (1) 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成
- (2) 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり

8 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

- (1) 個性を生かした地域づくり
- (2) 移住・交流の促進と関係人口の創出・拡大

9 多様で魅力ある離島の振興

- (1) 島々の暮らしを支える環境の整備
- (2) 島々の魅力を生かした地域づくり
- (3) 島々の特性を生かした産業の振興

10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

- (1) 人づくり・地域づくりの強化
- (2) 生産・加工体制の強化，付加価値の向上
- (3) 販路拡大・輸出拡大

11 観光の「稼ぐ力」の向上

- (1) 国内外における戦略的なPRの展開
- (2) 魅力ある癒やしの観光地の形成
- (3) 挑戦的な誘客の展開

12 地域の「稼ぐ力」の向上

- (1) 地域産業の振興を支える人材の確保・育成
- (2) 若年者等の県内就職促進
- (3) 生産性と付加価値の向上による産業競争力の強化
- (4) 県産品の国内外マーケットへの戦略的な展開

13 デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上

- (1) 暮らしと産業のデジタル化

- (2) デジタル推進基盤の強化
- (3) デジタル人材の活用・確保・育成

第5章 取組方針実現のために

この取組方針を実現するための県民，企業，大学，市町村等との連携の考え方や，同方針を踏まえて実施する具体的な施策・事業等の進め方は，次のとおりです。

1 県民が主役

県政の主役は，県民です。

県政情報を分かりやすく提供できる広報活動等に努めるとともに，事業説明会や意見交換の場等を通じ，県民の意向を十分把握し，県民の目線に立った，県民の声がしっかりと反映される施策・事業等の実施に取り組みます。

2 多様な主体との連携・協働

この取組方針を実現するためには，県民をはじめ，企業，関係団体，大学，NPOなどの多様な主体が，鹿児島地域が目指す姿や取組の基本方針を共有し，様々な課題に主体的に取り組んでいく必要があります。

課題の解決にあたっては，多様な主体が，「自助」，「共助」，「公助」を適切に組み合わせ，連携・協働を図りながら進めていくことが重要です。

3 管内市村との連携

行政課題の解決にあたっては，関係者はもとより，住民に最も身近な基礎自治体である鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村村の意向も確認しながら，施策・事業等の具体化を行います。

また，施策・事業等の実施にあたっては，それぞれの市村との適切な役割分担の下，市村の自主性・自立性を尊重し，連携を図りながら進めていきます。

4 地域・組織の枠を越えた連携・協力

産業振興や地域活性化等の取組については，その効果の拡大や効率性の向上等を図るために地域・組織の枠を越えた連携・協力等を進めていきます。

5 具体的な施策・事業等の推進

この取組方針を踏まえて実施する施策・事業等については，各分野の事業計画等において具体化し，毎年度の予算編成において，必要な予算措置を講じます。

また，事業等の実施にあたっては，PDCAサイクルにおける検証結果や社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを柔軟に行い，効率的でより高い成果が得られるように取り組みます。

6 SDGsの推進

各種施策・事業等の実施にあたっては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の理念を県民と共有しながら、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組みます。